

利用者負担額表 認定こども園・保育所用

(2・3号・標準時間認定用)

令和3年4月分～令和3年8月分保育料 = 令和2年度市民税を基に算定
 令和3年9月分～令和4年3月分保育料 = 令和3年度市民税を基に算定

令和元年10月1日改正
 単位:円

算定対象となる子ども の年齢上限	階層区分		保育標準時間 負担額(月額)								
			3歳未満児			3歳児		4歳以上児			
			第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第1子	第2子		
年 齢 上 限 制 無 し ★	1	生活保護世帯等	0	0	0						
	2-1	市民税非課税世帯	ひとり親等	0	0	0					
	2-2			0	0	0					
	3-1	市民税所得割額 非課税世帯 (均等割のみ)	ひとり親等	4,000	0	0					
	3-2			9,000	4,500	0					
	4-1	市民税所得割額 10,000円未満	ひとり親等	5,500	0	0					
	4-2			12,000	6,000	0					
	5-1	10,000円以上 48,600円未満	ひとり親等	6,000	0	0					
	5-2			13,000	6,500	0					
	6-1	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親等	8,000	0	0					
	6-2			16,000	8,000	0					
	6-3	57,700円以上 60,700円未満	ひとり親等	8,000	0	0					
	6-4			16,000	8,000	0					
	7-1	60,700円以上 72,800円未満	ひとり親等	9,000	0	0					
	7-2			18,000	9,000	0					
	8-1	72,800円以上 77,101円未満	ひとり親等	9,000	0	0					
	8-2			20,000	10,000	0					
	8-3	77,101円以上	84,900円未満								
	9	84,900円以上	97,000円未満				22,000	11,000	0		
	10	97,000円以上	115,000円未満				24,000	12,000	0		
11	115,000円以上	133,000円未満				29,000	14,500	0			
12	133,000円以上	151,000円未満				33,000	16,500	0			
13	151,000円以上	169,000円未満				37,000	18,500	0			
14	169,000円以上	202,000円未満				43,000	21,500	0			
15	202,000円以上	235,000円未満				48,000	24,000	0			
16	235,000円以上	268,000円未満				52,000	26,000	0			
17	268,000円以上	301,000円未満				54,000	27,000	0			
18	301,000円以上	349,000円未満				56,000	28,000	0			
19	349,000円以上	397,000円未満				58,000	29,000	0			
20	397,000円以上					62,000	31,000	0			

幼児教育・保育無償化により
 3歳～5歳の保育料0円

★令和元年10月から、【6-4】、【7-2】、【8-2】～【20】階層の世帯の子どもについて、交野市独自で、兄弟を数える際の年齢制限を撤廃しているため、世帯の状況に関わらず、対象の子どもが第2子の場合は「半額」、第3子の場合は「無料」になりました。(注：算定対象になる子どもは、生計が同じであることが条件です。)
 ※上記の階層について、国の基準では、対象子どもが「小学校に上がるまでの兄弟から教えて何人目にあたるか」で数えることとされています。

【備考】

市民税所得割額の算定については、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等)を適用しない。

【減額】

- 8-1階層以下のひとり親等(母子・父子世帯又は在宅障がい児(者)のいる世帯)の利用者負担額は軽減したものを表示。
- すべての階層について、第3子以降は0円とする。

(注) 算定対象となる子どもは保護者と生計を一にするものとする。

利用者負担額表 認定こども園・保育所用

(2・3号・短時間認定用)

令和3年4月分～令和3年8月分保育料 = 令和2年度市民税を基に算定
 令和3年9月分～令和4年3月分保育料 = 令和3年度市民税を基に算定

令和元年10月1日改正
 単位:円

算定対象となる子どもの年齢上限	階層区分		保育短時間 負担額(月額)								
			3歳未満児			3歳児		4歳以上児			
			第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第1子	第2子		
年齢制限無し★	1	生活保護世帯等	0	0	0						
	2-1	市民税非課税世帯	ひとり親等		0	0	0				
	2-2			0	0	0					
	3-1	市民税所得割額 非課税世帯 (均等割のみ)	ひとり親等		3,900	0	0				
	3-2			8,800	4,400	0					
	4-1	市民税所得割額 10,000円未満	ひとり親等		5,300	0	0				
	4-2			11,700	5,800	0					
	5-1	10,000円以上 48,600円未満	ひとり親等		5,800	0	0				
	5-2			12,700	6,300	0					
	6-1	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親等		7,800	0	0				
	6-2			15,700	7,800	0					
	6-3	57,700円以上 60,700円未満	ひとり親等		7,800	0	0				
	6-4			15,700	7,800	0					
	7-1	60,700円以上 72,800円未満	ひとり親等		8,800	0	0				
	7-2			17,600	8,800	0					
	8-1	72,800円以上 77,101円未満	ひとり親等		9,000	0	0				
	8-2			19,600	9,800	0					
	8-3	77,101円以上	84,900円未満								
	9	84,900円以上	97,000円未満	21,600	10,800	0					
	10	97,000円以上	115,000円未満	23,500	11,700	0					
11	115,000円以上	133,000円未満	28,500	14,200	0						
12	133,000円以上	151,000円未満	32,400	16,200	0						
13	151,000円以上	169,000円未満	36,300	18,100	0						
14	169,000円以上	202,000円未満	42,200	21,100	0						
15	202,000円以上	235,000円未満	47,100	23,500	0						
16	235,000円以上	268,000円未満	51,100	25,500	0						
17	268,000円以上	301,000円未満	53,000	26,500	0						
18	301,000円以上	349,000円未満	55,000	27,500	0						
19	349,000円以上	397,000円未満	57,000	28,500	0						
20	397,000円以上		60,900	30,400	0						

幼児教育・保育無償化により
 3歳～5歳の保育料0円

★令和元年10月から、【6-4】、【7-2】、【8-2】～【20】階層の世帯の子どもについて、交野市独自で、兄弟を数える際の年齢制限を撤廃しているため、世帯の状況に関わらず、対象の子どもが第2子の場合は「半額」、第3子の場合は「無料」になりました。(注:算定対象になる子どもは、生計が同じであることが条件です。)

※上記の階層について、国の基準では、対象子どもが「小学校に上がるまでの兄弟から教えて何人目にあたるか」で数えることとされています。

【備考】

市民税所得割額の算定については、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等)を適用しない。

【減額】

1. 8-1階層以下のひとり親等(母子・父子世帯又は在宅障がい児(者)のいる世帯)の利用者負担額は軽減したものを表示。
2. すべての階層について、第3子以降は0円とする。

(注) 算定対象となる子どもは保護者と生計を一にするものとする。